

マイナンバー制度と 企業の実務対応

2014年11月10日
株式会社富士通総研
経済研究所
主席研究員 榎並 利博

迫るマイナンバー対応

- 2015年10月から番号通知、2016年1月から番号利用開始
- マイナンバー法とは

1. マイナンバー法とは

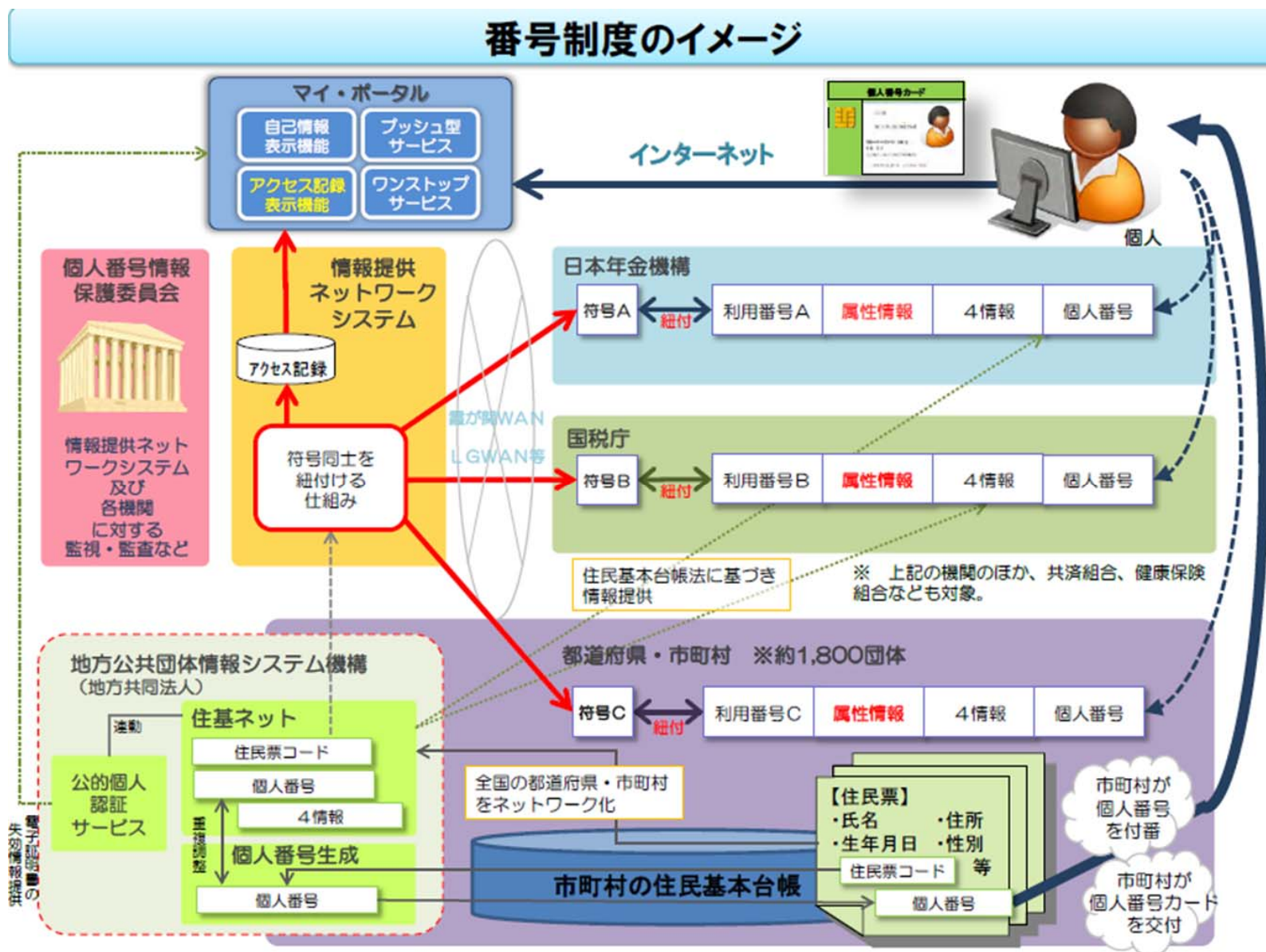
■ マイナンバー法の構成



■ 3つの要素

- ① 付番 : 一人にひとつずつユニークな番号、基本4情報とセット
- ② 本人確認 : 身元の証明、マイナンバーの真正性の証明
- ③ 情報連携 : 分散された個人情報を連携する仕組み

マイナンバー制度における情報連携



(地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会第3回資料)

2. マイナンバー法の意義

- ① 各省庁を横断する組織である**内閣府**が所管し、番号制度を我が国の**行政手続きの基盤**とすることを規定した

正式名称：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

※これまでの住基ネット（住民票コード）は、総務省所管の住民基本台帳法の改正で対応してきたように、番号の取扱いが中途半端であった

※住民基本台帳：自治体が住民サービスをするための台帳

- ② 自治体における番号の通知・番号カードの交付に関する事務の扱いについて、**法定受託事務**とした

※法定受託事務＝本来、国が果たすべき役割の事務

※住民基本台帳業務は自治事務

3. 住基ネットとの相違

① 番号のあり方

- 個人番号 : **明示的に使える**。民間でも使う（社会保障・税・防災）
- 住民票コード : 秘匿すべき番号、民間利用禁止、税は利用対象外

② 番号の変更

- 個人番号 : **原則不可**。番号が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときに変更可能
- 住民票コード : 理由もなく変更可能

④ 国家管理への懸念に対する対処

■ 今回、下記の対策を追加

- **第三者機関**（特定個人情報保護委員会）の設置
- マイ・ポータルによる**アクセス記録の確認**

※特定個人情報（マイナンバーが含まれる個人情報）

4. 特定個人情報保護委員会

番号法における個人情報保護の仕組み



(社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kojinjoho.pdf>)

民間企業の対応とは

- いつまでに、どのような対応をすべきか
- 事業や業務・システムへの影響

① 個人番号利用事務実施者

- 自らの業務でマイナンバーを利用
- 主に、行政機関等

※民間企業が対象となる場合もある

② 個人番号関係事務実施者

- 行政機関等がマイナンバーを業務利用するうえで、補助的にマイナンバーを取り扱う
- 主に、民間企業等

1. マイナンバー対応の組織体制

■ 民間企業における体制と関係部門

※総務部門を中心とした体制

- 総務 : 全社員研修（法令・マイナンバーの適正な取扱い）、安全管理措置の実施
- 人事 : 源泉徴収、特別徴収、保険料支払い
- 経理 : 法定調書の提出
- (営業) : 法定調書関係で、個人の取引先が多い場合
- (企業年金) : 企業年金関連法によって規定された事業主
- (健康保険組合) : 健康保険組合を設立している場合
- 情報システム部門 : 上記に関するシステム改修

2. 民間企業の必須対応項目

① 事業活動全般

■ 事業者の努力（6条）

- 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、・・・国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する**施策に協力するよう努める**ものとする

■ 特定個人情報ファイルの作成の制限（28条）

- 個人番号利用事務等(※)実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、個人番号利用事務等処理するために**必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない**

※個人番号関係事務を含む

■ 罰則規定（67～76条）

（個人番号の利用）

（個人番号等の不正取得）

■ 不正行為に関する**法人の責任**（77条）

- 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が・・・違反行為をしたときは、その**行為者を罰するほか、その法人**又は人に対しても、各本条の**罰金刑を科する**

■ その他

- **死者のマイナンバー**も保護の対象

② 社員の人事・給与

所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料（医療保険、介護保険、年金保険、(労働保険)）の支払・事務手続きなど

2016年1月からマイナンバーを導入することになっており、(所得税)や社会保険料の支払は、早ければ1月からマイナンバー付きで実施

住民税については翌年課税のため、2017年1月の給与支払報告書の提出から。2016年12月の年末調整に向けて、社員本人だけではなく、配偶者や扶養親族についてもマイナンバーを告知してもらう必要がある。従業員の異動に関する事務手続きなどは2016年1月からマイナンバー利用

健保組合など医療保険については、被保険者および被扶養者までマイナンバーで管理。2016年1月から事務手続きなどでマイナンバー利用

また、法人番号については制限無く利用が可能であり、公的機関へ書類を提出する場合には、すべからく自らの法人番号を記載して申告

③ 法定調書関連のマイナンバー（個人番号）・法人番号について

国税の法定資料の提出において、マイナンバー（個人番号）および法人番号を記載する必要がある。ここでは社員のマイナンバーだけではなく、一時的な報酬、配当金、保険等の一時金、投資信託の分配金、株式譲渡の対価などを支払った相手についても、2016年1月からマイナンバーの告知を求め、管理していくことが必要となる

■ 企業が通常税務署に提出することが多いもの

- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

【法人番号の付番について】

法人番号については、国税庁長官が番号を指定し、通知することになっている。法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番することになっており、次のような法人が対象となる

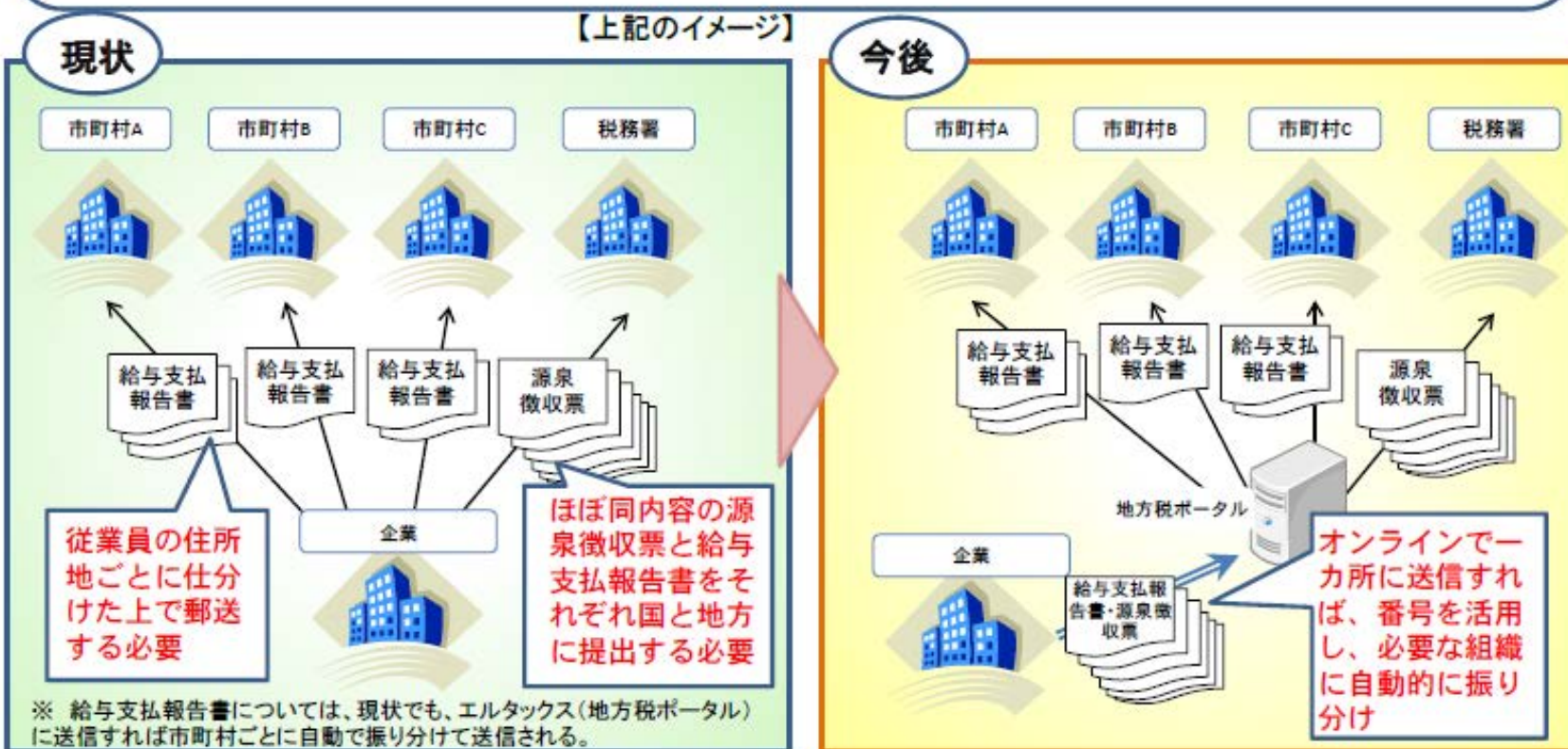
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

(IT総合戦略本部電子行政分科会 国税庁提出資料 2013.11.7)

国税関係の民間企業にとってのメリット

源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一カ所化

- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。



(税制調査会第1回マイナンバー-DG資料(総務省) 2013.11.8)

④ マイナンバーに関連する業務委託や受託

■ 再委託（10条）

個人番号利用事務等について、**委託者の許諾を得た場合**に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる

■ 委託先の監督（11条）

委託者は、特定個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する**必要かつ適切な監督**を行わなければならない

3. 金融業界特有の対応

① 法定調書について

金融関係の企業においては、法定調書の種類（国税庁）のうち多くの調書が該当
特に、下記の調書については提出枚数がかなり多く、対象者のマイナンバーを初期
設定するだけでも、かなりの労力がかかる

3年の経過措置があるものの、それぞれの会社によって事情は異なるだろうが、顧客
から告知してもらう方法、システム化の検討など計画的な実行が必要となってくる

| 調書の種類 | 提出会社 |
|-------------------------|----------|
| • オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書 | 証券会社 |
| • 先物取引に関する支払調書 | |
| • 特定口座年間取引報告書 | 金融商品取引業者 |
| • 生命保険契約等の一時金の支払調書 | 生命保険会社 |
| • 生命保険契約等の年金の支払調書 | |

※経過措置：整備法の（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）第8条第3項（特定口座）、第5項（非課税口座）

② 激甚災害時の対応（マイナンバー法第9条第4項）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、**あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払**を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる

→ 激甚災害で被災した人々を救済するため、マイナンバーを使って金銭の支払いを可能とする

※これに準ずる場合として政令で定めるとき（マイナンバー法施行令）：

災害対策基本法第63条第1項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合

4. マイナンバーの業務利用

① 事業主が個人番号利用事務実施者となる場合

■ **確定給付企業年金法**に該当する事業主（制度数 14,697件 2012年度末）

老齢給付金や脱退一時金の支給についてマイナンバーを使って管理していかなければならない

■ **確定拠出年金法**に該当する事業主（17,328社 2012年度末）

確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録や保存、企業型年金の給付や脱退一時金の支給に関してマイナンバーを使って管理していくことになる

※情報照会者としても位置づけられ、情報提供ネットワークシステムを介して、厚生労働大臣および日本年金機構に対し、年金給付関係情報を照会できる。特定個人情報保護評価の対象となる。

【別表第一の主務省令案へのパブリックコメントに対する回答】2014.9.12

法別表第一の七十一から七十三までの項については、個人番号を利用することによる効果や利用するための準備等の状況を踏まえ、番号制度施行当初からの個人番号の利用は見送ることとしているため、命令案に規定されていません。

(注) 七十一：確定給付企業年金法、七十二：確定拠出年金法

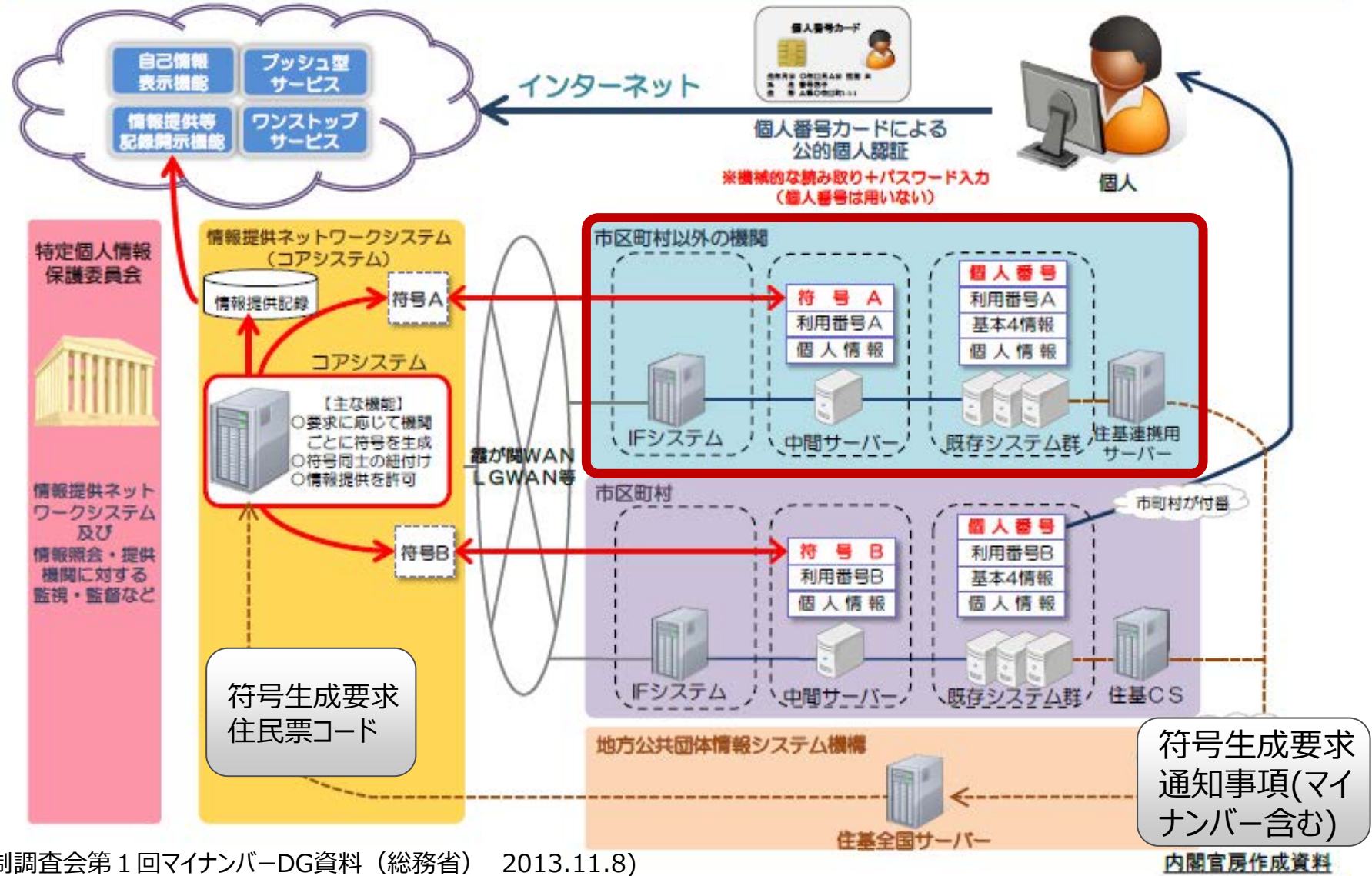
5. 健康保険組合

① 健康保険組合について（および国民健康保険組合）

- **健康保険組合**は個人番号利用事務実施者となる
- 健康保険法による保険給付の支給または保険料等の徴収に関する事務においてマイナンバーを利用。資格取得、高額療養費の支給、傷病手当の支給などの届出・申請書にマイナンバーを記載
- 被保険者や被扶養者の管理情報にマイナンバーを設定し、情報提供ネットワークシステムに接続するという作業が発生する
- 情報提供者として、情報照会者から依頼があった場合、医療保険給付関係情報を提供しなければならない立場。中間サーバを設置し、被保険者や被扶養者の情報に符号を設定し、定期的に情報を更新する作業が発生する
- 特定個人情報保護評価も実施しなければならない（単一組合を除く）

6. 情報提供ネットワークシステム

番号制度における情報連携の概要



(税制調査会第1回マイナンバー-DG資料 (総務省) 2013.11.8)

7. 特定個人情報保護評価

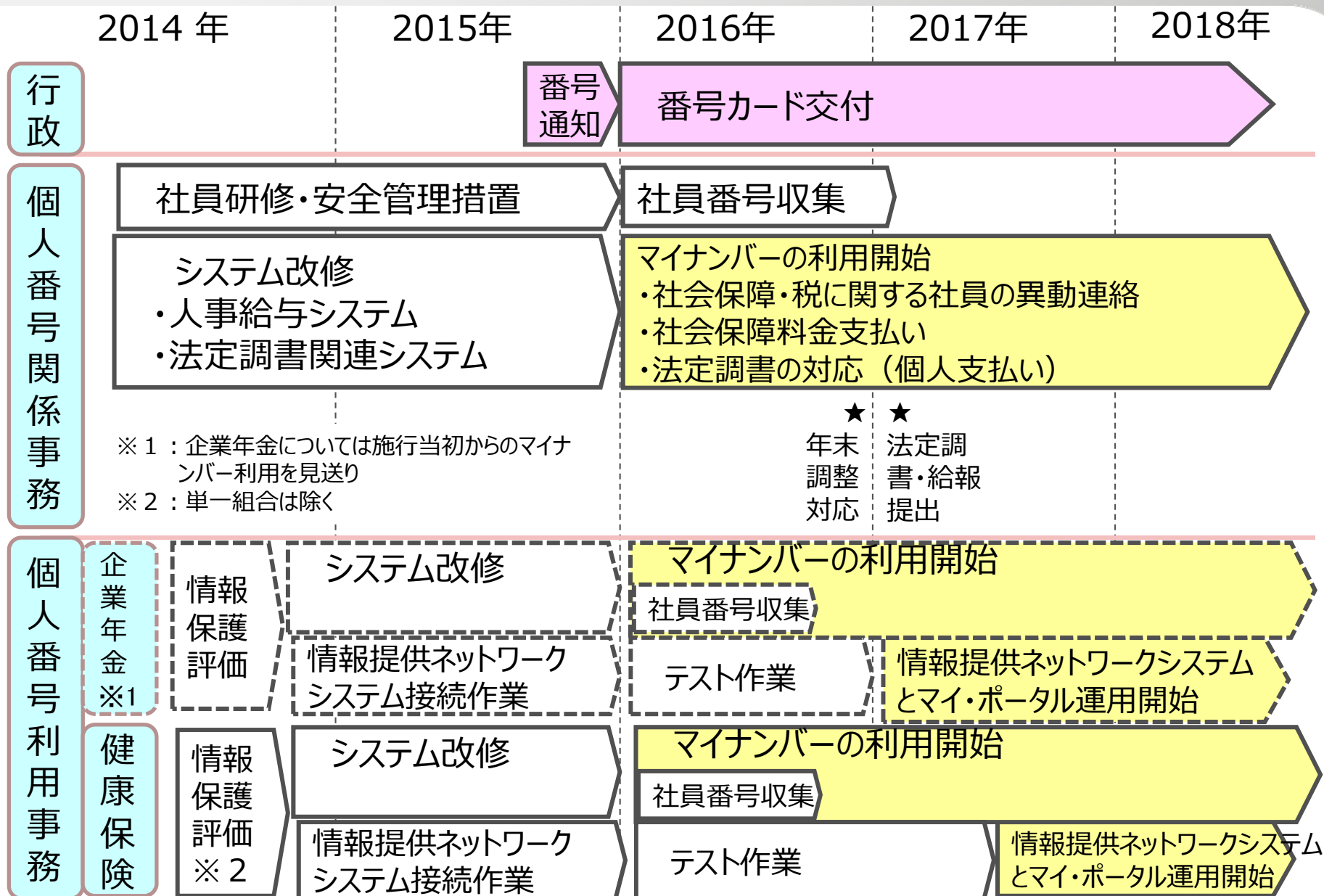
■ 特定個人情報保護評価指針の適用

マイナンバー法第27条（特定個人情報保護評価）

行政機関の長などは次の事項を評価した結果を記載した書面（評価書）を公示しなければならない

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
2. 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
3. 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
5. 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう）その他これに伴う政令で定める措置をいう）の方式
6. 特定個人情報ファイルに記録された**特定個人情報を保護するための措置**
7. 前各号に掲げるもののほか、個人番号情報保護委員会規則で定める事項

8. 対応スケジュール



マイナンバー実務の詳細

- 人事給与関係の実務は

1. 社員からのマイナンバー収集

- なりすまし防止のため、厳格な本人確認が必要
- 本人確認措置の原則（番号確認と身元確認）
 - ① 個人番号カード（番号確認と身元確認）
 - ② 通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
 - ③ 個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

（注）退職した年金受給者であっても、本人又はその代理人からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合、本人確認を行わなければならない。

※雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかであると個人番号利用事務実施者が認めるときは身元確認を不要とすることなども認められる。

※対面・郵送だけでなく、オンラインや電話においても厳格な本人確認が必要

■ 代理人からマイナンバーの提供を受ける場合

下記の3要件が必要

- ① 代理権の確認：法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状
- ② 代理人の身元の確認：代理人の個人番号カード、運転免許証など
- ③ 本人の番号確認：本人の個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しなど

※これらの方法が困難な場合、下記の方法でも可。

本人確認の措置（本人）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/pdf/q4-3-1.pdf>

本人確認の措置（代理人）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/pdf/q4-3-2.pdf>

- 2回目以降の本人確認措置（番号確認・身元確認）について
 - 初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも可
 - 雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要なし
- 番号収集時、利用目的を本人に通知又は公表する必要あり
 - 複数の利用目的をまとめて明示することは可
 - 利用目的を後から追加することは不可
- 提供を拒否された場合
 - 法令で定められた義務であることを周知し、提供を求める
 - それでも拒否された場合、書類の提出先の機関の指示に従う
- マイナンバー入手業務の委託について
 - 委託は可能。ただし、委託先に対する管理・監督責任等が発生。

■ 従業員の扶養家族のマイナンバー入手について

※扶養家族のマイナンバー提供義務者が従業員なのか扶養家族本人なのか、によって手続きが異なる。（各制度によって異なる）

■ 税の年末調整

- 従業員が個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行い、事業主へマイナンバーを提出。
- 事業主が、扶養家族の本人確認を行う必要はなし。

■ 国民年金の第3号被保険者（従業員の配偶者）の届出

- 配偶者が届出を行い、事業主が当該配偶者の本人確認を行う必要がある。ただし、実務的な運用としては、従業員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供する手続きとなる。
- なお、配偶者からマイナンバーの提供を受けて本人確認を行う事務を事業者が従業員に委託する方法も考えられる。

- 子会社などに出向・転籍する場合のマイナンバーの取り扱い
 - 従業員の特定個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む個人情報）を出向・転籍先に提供することは不可
 - ただし、出向・転籍元の事業者と出向・転籍先の事業者の間で、個人番号関係事務について委託契約又は代理契約を交わしている場合は可
 - なお、出向・転籍元の事業者が現に保有している特定個人情報は、当該事業者の個人番号関係事務の処理のために保有しているものであり、これを出向・転籍先の事業者の個人番号関係事務に転用することは目的外利用となるため、出向・転籍先の事業者の個人番号関係事務の受託者として、改めて本人から番号の告知を受ける必要があります。
- 合併などによる事業の承継によるマイナンバーの提供
 - 合併などによる事業の承継は、番号法第19条第5号に該当し、事業の承継先にマイナンバーを含む特定個人情報提供は可。

2. マイナンバーの利用と保管

- 原則として、利用目的以外の利用は禁止
 - 本人の同意があったとしても、利用はできない
- 例外的に利用が認められる場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護のため
 - 激甚災害発生時等、金融機関が金銭の支払いをするため
- 委託における管理監督
 - 委託先の適切な選定：自らの安全管理措置と同等の措置
※安全管理措置についてはガイドラインの別添に記載
 - 安全管理措置に関する委託契約の締結：秘密保持、持出し禁止等
 - 委託先における特定個人情報の取り扱い状況把握：従業者の明確化

■ 共同利用について

- 「提供」にあたるため、制限を受ける。グループ会社などで共同利用の場合、他社従業員のマイナンバーが参照できなければ可。

■ 保管：所管法令により一定期間保存が義務付けられているもの

- その期間は保存

■ 保存期間を経過した場合

- 速やかに廃棄または削除（マイナンバーのマスキングでも可）
- システム化している場合には、保存期間経過後に廃棄または削除することを前提としたシステムを構築することが望ましい

■ 社会保障・税関係手続きで、翌年度も継続的に利用（雇用契約等で継続的な関係がある場合）

- 継続的な保管は可

3. 財務省関係政令および主務省令

- 2014.5.14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う**財務省関係政令の整備に関する政令**（平成26年政令第179号）

次の関係政令について、税務署長等に提出する**申告書等の記載事項**に当該申告書等の提出者等の**個人番号及び法人番号を追加**し、利子、配当等の受領者の告知制度等について**告知すべき事項**に当該告知をする者の**個人番号及び法人番号を追加**する等の整備をすることとする。（第1条～第39条関係）

- 1 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）
- 2 相続税法施行令（昭和25年政令第71号）
- 3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和29年政令第103号）
- 4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）：**住宅財形、特定口座、非課税口座など**
- 5 揮発油税法施行令（昭和32年政令第57号）
- 6 酒税法施行令（昭和37年政令第97号）

（以下、省略）

■ 2014.9.10 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

■ 例（別表第一の38の項）

第三十条 **法別表第一の三十八の項**の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）による犯則事件の調査その他の賦課に関する事務
（中略）

十五 **所得税法**（昭和四十年法律第三十三号）による納税地の異動、課税標準の計算及び所得控除、申告、納付及び還付、更正の請求、更正及び決定、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等及び非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収、支払調書の提出その他の賦課又は徴収に関する事務

十六 **法人税法**（昭和四十年法律第三十四号）による連結納税、事業年度の変更、納税地の異動、各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課又は徴収に関する事務
（以下、省略）

マイナンバーの安全管理措置

■ 民間企業が注意すべき、マイナンバーの取扱いと安全管理

※特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）および
（別添）特定個人情報の適正な取扱いに関する安全管理措置（事業者編）

1. 安全管理措置の考え方

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の**個人番号の適切な管理のために必要な措置**を講じなければならない。

- 対象：**個人番号関係事務実施者**、個人番号利用事務実施者
- 目的：特定個人情報等の安全な管理
- 安全管理措置の検討手順
 - ※下記事項を明確化したうえで措置を実施
 - 個人番号を取り扱う事務の範囲
 - 特定個人情報ファイルの範囲
 - 個人番号を取り扱う事務に従事する従業員の範囲

2. 安全管理措置の実施

- **安全管理措置の実施**
 - (1) 基本方針の策定
 - (2) 取扱規程の策定
 - (3) 組織的安全管理措置
 - (4) 人的安全管理措置
 - (5) 物理的安全管理措置
 - (6) 技術的安全管理措置

※業務を委託する場合は、委託先に対して委託元と同等の安全管理措置が求められ、委託者は委託先に対する管理監督責任が発生する。

※中小規模事業者（従業員100人以下）においては、大規模事業者よりも緩やかな措置。ただし、個人番号関係事務等の**受託者**になる場合、**大規模事業者と同等の措置**が求められる。

(1) 基本方針の策定（定める項目の例）

- 事業者の名称
- 関係法令・ガイドライン等の遵守
- 安全管理措置に関する事項
- 質問及び苦情処理の窓口 等

(2) 取扱規程の策定

- 次に示す管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定める。
 - ① 取得する段階
 - ② 利用を行う段階
 - ③ 保存する段階
 - ④ 提供を行う段階
 - ⑤ 消去・廃棄を行う段階

(3) 組織的安全管理措置

- 組織体制の整備
- 運用状況の確認手段
- 取扱状況の確認手段
- 情報漏えい等**事故発生**に備えた体制整備
- 取扱い状況の把握と安全管理措置の見直し

(4) 人的安全管理措置

- 事務取扱担当者に対する**監督と教育**

(5) 物理的安全管理措置

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- 電子媒体等を**持ち出す場合**の漏えい等の防止
- 個人番号の**消去**、機器及び電子媒体等の**廃棄**

(6) 技術的安全管理措置

- アクセス制御
- アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止
- 情報漏えい等の防止

マイナンバーによる新たなビジネス

- マイナンバー制度で、民間企業は新たなビジネスチャンスが

1. 民間利用についての考え方

■ マイナンバー制度は、民間利用を前提に推進

(基本理念) 第3条第2項

「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、… (中略) …、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、**他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野**における利用の可能性を考慮して行われなければならない」

■ 附則第6条第1項

(民間利用について) **法律施行後3年を目処に検討、必要な措置**

■ 附則第6条第6項

マイ・ポータルの民間活用

2. 民間ビジネスへの影響

① 公的個人認証法の改正

■ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

→電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

■ 公的個人認証の機能追加

- 従来の署名認証機能に、利用者証明認証機能を追加

■ 電子署名と電子利用者証明の**検証者の範囲を拡大**

- 行政機関だけでなく総務大臣の認定を受けた民間企業も対象に

→ 総務大臣の認定を受ければ、オンライン上で公的個人認証を使って、申請者の意思や申請者の特定を自ら確認・検証することができ、消費者がオンラインで預金口座の開設などを行うことができる

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号化できない性質をもつ。

署名用(既存)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う申請等に利用される。

署名用電子証明書

氏名

生年月日

性別

住所

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者



※基本4情報を記録

署名用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

利用者証明用(新規)

マイ・ポータルログイン等、認証手段として利用される。

利用者証明用電子証明書

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者



※基本4情報の記録なし

利用者証明用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

② 代理人の規定

■ （行政機関個人情報保護法等の特例） 第29条

行政機関個人情報保護法等の規定における「法定代理人」を「**代理人（本人の委任による代理人）**」として読み替え

マイ・ポータルを使った自己情報の取得を、要介護高齢者が自分の入っている高齢者施設またはその職員に代理してもらうことなどが考えられる

税務については、法律上税務代理できるのが税理士に限られているが、それ以外の通常の手続きでは、法律上規制されていない。省令や内部規則的なもので決められているだけである

これらについては法律改正なく議論が可能であり、ワンストップサービスなど民間が参入できる余地がある

この規定を利用すれば、**自治体や民間の業務において、添付書類を省略できる可能性**がある

③自治体条例によるマイナンバー利用

■ 第9条第2項（利用範囲）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の**社会保障、地方税又は防災**に関する事務その他**これらに類する事務**であって**条例で定めるもの**の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で**個人番号を利用することができる**。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする

→ 社会保障・税・防災の分野とこれらに類する事務においては、自治体が条例を制定すれば、マイナンバーの利用が可能

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、**自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施**するものとする



日本法令® 新刊実務図書のご案内



マイナンバー

マイナンバー制度と企業の実務対応

(H26年6月10日刊)

A5判 定価 2,592円 (本体 2,400円 + 税)

株式会社 富士通総研 経済研究所 主席研究員 榎並利博 著



主な内容

マイナンバー制度対応へ向けた企業実務がわかる

2015年10月から国民にマイナンバーが通知され、2016年1月からマイナンバーの利用が開始される予定となっている。労働・社会保障の適用や給付、法定調書関係など、社会保障と税を中心にマイナンバーが導入されるため、自治体だけでなく企業においても対応が必須である。しかし、実際いつまでに何をしなければいけないのか把握しておらず不安に感じている企業も多い。

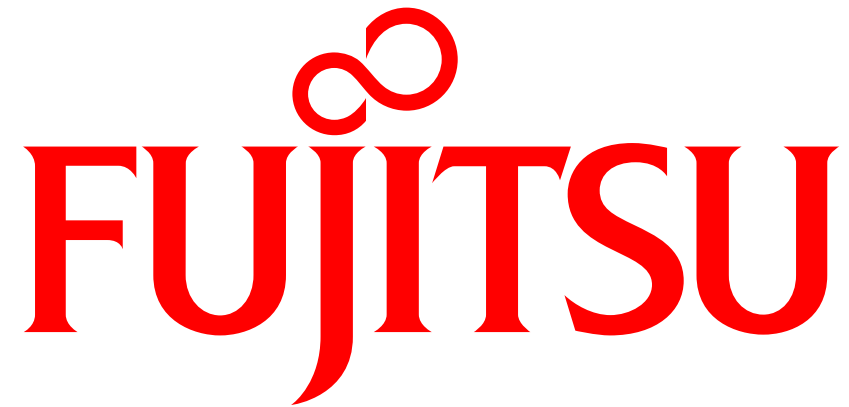
本書はこのような不安に応えるために、民間企業向けにマイナンバー制度をわかりやすく解説し、企業実務への具体的な影響とその対応策を提示するものである。また、今後の医療分野、税分野等マイナンバーの民間利用における課題と展望についても解説した1冊。



マイナンバー



マイナンバー



shaping tomorrow with you